

# 保管依頼書

平成 年 月 日

清瀬市長 殿

下記の買受公売財産について、買受代金納付後、引渡しを受けるまで清瀬市に保管を依頼します。

なお、引渡しを受ける前に下記買受財産が破損、紛失などの被害を受けても、清瀬市が一切責任を持たないことに同意します。

記

買受公売財産（売却区分番号）

第 \_\_\_\_\_ 号

住所・所在地 \_\_\_\_\_

氏名・名称 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

注 買受代金納付後に保管費用が必要な場合、その費用は買受人の負担となります。

保管できる期間は、買受代金納付期限から 1 ヶ月間です。